

2019年11月25日

新リバップガード、リバップガードのご契約者さまへ

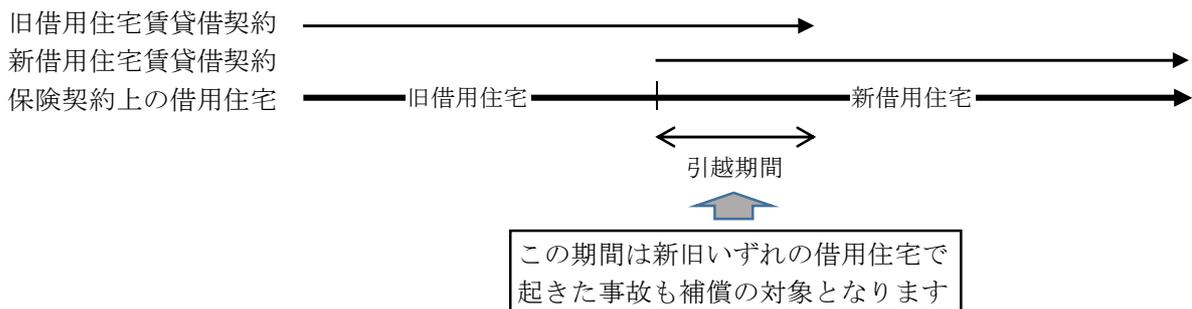
2019年11月より、賃貸住宅入居者向けの保険を改定し、「借用住宅の変更に関する特約」を追加します。2019年11月15日以降に発生した事故については、既契約者さまにも「借用住宅の変更に関する特約」が自動適用されます。

1. 対象のご契約

- 賃貸住宅入居者向け総合保険「リバップガード」
- 賃貸住宅入居者あんしん総合保険「新リバップガード」

2. 「借用住宅の変更に関する特約」の内容

被保険者が保険期間の途中で他の借用住宅に転居するに際し、借用住宅の変更を当社に通知し、当社の承認を受けた場合、変更前の借用住宅の賃貸借契約が変更後の借用住宅の賃貸借契約と重複する引越の期間に限り、30日間を限度として変更前の借用住宅において生じた事故に対しても保険金をお支払いします。



3. 「借用住宅の変更に関する特約」の条文

<借用住宅の変更に関する特約>

第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、自動的に付帯されます。

第2条（借用住宅の取り扱い）

当社が借用住宅の変更を承認する場合、変更前の借用住宅に係る賃貸借契約等が変更後の借用住宅に係る賃貸借契約等と重複する期間に限り、30日間を限度として変更前の借用住宅を被保険者が借用する保険証券記載の建物または住戸室に含むものとします。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

<本件に関するお問い合わせ先>
少額短期保険ハウスガード株式会社 業務企画管理部 西村
TEL：03-6718-9240